

浦安市訪問型サービスC事業に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（令和3年12月1日施行。以下「規則」という。）第4条第1号の規定に基づき、訪問型サービスCの事業に関する基準について定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 居宅要支援被保険者等に対し、保健・医療の専門職がその心身の状況、置かれている環境等に応じて、短期間、定期的に居宅に訪問し、日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラム等（以下「プログラム」という。）を行うことに加え、地域資源のコーディネートを行うことにより、居宅要支援被保険者等が要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び規則に規定するところによる。

(事業の一般原則)

第4条 訪問型サービスCの事業を行う事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスCの事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、市、当該利用者の担当地域包括支援センター、他の総合事業実施事業者（総合事

業を行う者をいう。)又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(事業の対象者)

第5条 要支援認定を受けた者及び基本チェックリストにより、運動・口腔・栄養・認知機能低下やうつ・閉じこもり傾向と認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した者とする。

(事業の実施内容)

第6条 事業の実施内容は、以下のプログラムとする。

(1) 生活行為向上・地域活動への支援

「本人の生活目標」に基づいて、その生活課題を評価して、日常生活を維持・改善するために必要な生活動作(ADL及びIADL)方法等、継続した自立生活を続けることができるよう指導を実施する。

また、事業の「卒業」を視野に入れ、本人の興味・関心・生きがい等から地域の中で役割・居場所づくりをする。

(2) 運動器の機能向上プログラム

転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点から、ストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する(機器を使用しない機能的トレーニングも可能)。

また、骨折予防及び膝痛・腰痛に着目した運動器疾患対策を取り入れるものとする。

(3) 栄養改善プログラム

低栄養の改善を目指した食事の内容だけでなく、おいしく食べることや食事の準備などを含む日常生活における「食べること」の自立に向け、本人の嗜好、身体状況、生活習慣や食習慣を考慮し総合的に支援するものとする。

(4) 口腔機能向上プログラム

口腔機能低下を予防・向上を図る観点から、口腔機能の向上教育、口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能の向上支援等を行うものとする。

- 2 業務内容および方法については、令和4年3月エビデンスを踏まえた介護予防マニュアル改訂委員会発行「介護予防マニュアル【第4版】」運動器の機能向上マニュアル、栄養改善マニュアル、口腔機能向上マニュアル、閉じこもり・支援マニュアル、認知機能低下予防・支援マニュアル、うつ予防支援マニュアルを基準に行うこととし、居宅要支援被保険者等の状況に応じて、プログラムごとに別表に定める内容とし、プログラム内容は複合的に取り入れてもよいものとする。

(事業の実施者)

第7条 事業の実施については、次の各号に掲げる事業者に委託又は市が直接実施する。

- (1) 介護保険法に基づく指定通所介護事業所
- (2) 介護保険法に基づく指定通所リハビリテーション事業所
- (3) 介護保険法に基づく指定訪問リハビリテーション事業所
- (4) 介護保険法に基づく訪問看護事業所
- (5) 保険医療機関
- (6) スポーツクラブ等

(事業実施の流れ、従事者)

第8条 事業は次の流れに沿って実施する。

- (1) サービス担当者会議への出席
- (2) 事前アセスメント
- (3) 個別サービス計画の作成
- (4) プログラムの実施
- (5) 地域資源のコーディネート
- (6) 事後アセスメント

- 2 プログラムの実施内容は、プログラムごとに別表に定めるものとする。
- 3 事業の従事者は、プログラムごとに別表に定める従事者とする。

(事業の実施)

第9条 事業の実施回数は、1人当たり合計8回1コースを基本とし、毎回同一曜日・時間に実施する。実施期間はプログラムごとに別表に定める期間とする。

- 2 事業の実施時間は、1回当たり、概ね1時間から1時間30分とする。実施する時間帯は、午前8時30分から午後5時00分までの間とする。
- 3 事業の開始時期は、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した時期に個々で開始する。
- 4 同一の利用者に対する同一の事業の利用や延長については、介護予防ケアマネジメントの結果を踏まえ、市の承諾を得たときは、この限りでない。

(事業の実施場所)

第10条 事業の実施場所は、利用者の居宅とする。

(利用定員等)

第11条 事業者は、施設ごとの1日当たりの利用定員の数から、当日の通所介護又は通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション含む。）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション含む。）、訪問看護（介護予防訪問看護含む。）の利用者数を基準に減じて得た人数を超えない範囲内の人数とする。

(地域包括支援センター等との連携)

第12条 事業者は、訪問型Cサービスの提供に当たっては、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う利用者の担当地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 事業者は、訪問型Cサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを行う利用者の担当地域包括支援センターに対する情報の提供に努めなければ

ならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿ったサービス提供)

第13条 事業者は、介護予防サービス計画（介護保険法施行規則第83条の9第1号ニの計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントに基づくケアプランをいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに沿った訪問型Cを提供しなければならない。

(費用)

第14条 利用者の受益者負担はなしとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条、第8条、第9条関係）

実施方針

1 生活行為向上及び運動器の機能向上プログラム

項目	内容
目的	<p>地域の中での居場所、役割をあらかじめ定め、日常生活に支障のある生活行為を改善するためのプログラム、運動器の機能向上プログラム等を行うことに加え、地域資源のコーディネートを行うことにより、居宅要支援被保険者等が要介護状態等となることの予防又は要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止を図る。</p>
対象者	<p>要支援認定を受けた者及び基本チェックリストにより、運動・口腔・栄養・認知機能低下やうつ・閉じこもり傾向と認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した者。</p>
プログラム概要	<p>① 生活行為向上・地域活動への支援 「本人の生活目標」に基づいて、その生活課題を評価して、日常生活を維持・改善するために必要な生活動作（ADL及びIADL）方法等、継続した自立生活を続けられるよう指導を実施する。また、事業の「卒業」を視野に入れ、本人の興味・関心・生きがい等から地域の中で役割・居場所づくりをするものとする。</p> <p>② 運動器の機能向上プログラム 転倒骨折の防止及び加齢に伴う運動器の機能低下の予防・向上を図る観点からストレッチ、有酸素運動、簡易な器具を用いた運動等を実施する（機器を使用しない機能的トレーニングも可能）。また、骨折予防及び膝痛・腰痛に着目した運動器疾患対策を取り入れるものとする。</p>
従事者	<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかの資格を有する者</p>
実施回数、期間、時間	<p>週に1回で原則8回（概ね2か月間）、毎回同一曜日・時間。 1回あたりの実施時間は概ね1時間～1時間30分。 実施する時間帯は、午前8時30分から午後5時00分までの間とする。</p>
留意事項	<p>業務内容及び方法については、令和4年3月エビデンスを踏まえた介護予防マニュアル改訂委員会発行「介護予防マニュアル【第4版】」運動器の機能向上マニュアル、栄養改善マニュアル、口腔機能向上マニュアル、閉じこもり・支援マニュアル、認知機能低下予防・支援マニュアル、うつ予防支援マニュアルを基準に行うこととし、居宅要支援被保険者等の状況に応じて、プログラム内容は複合的に取り入れてもよいものとする。</p>

2 栄養改善プログラム

項目	内容
目的	低栄養の改善を目指した食事の内容だけでなく、おいしく食べることや食事の準備などを含む日常生活における「食べること」の自立に向け、本人の嗜好、身体状況、生活習慣や食習慣を考慮し総合的に支援するものとする。
対象者	要支援認定を受けた者及び基本チェックリストにより、栄養の項目に該当と認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した者。
プログラム概要	<p>高齢者の低栄養状態を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて栄養改善について、高齢者の自立支援の一つとして、生活行為向上、運動器の機能向上、栄養改善プログラム等と併せて「個別的な栄養相談」を実施する。</p> <p>① 管理栄養士による事前アセスメント 管理栄養士は、利用者に対し、身長・体重、食事の摂取状況、アレルギーの状況等を把握し、低栄養状態の恐れについての評価を行う。</p> <p>② 利用者本人による栄養改善のための計画作成の支援 事前アセスメントの結果及び利用者の生活目標（利用者の興味・関心・生きがい等）や意向を踏まえ、栄養改善の観点から必要となる栄養量や日常生活の食事の形態など、配慮すべき事項について説明し、当該説明を踏まえ、利用者が行う計画づくりを支援する。</p> <p>③ 情報提供 管理栄養士は、利用者による計画の実施にあたり、当該利用者の低栄養状態を改善するため、高齢者の食事作りに便利な食材や器具、購入方法、地域における教室や住民主体の活動等情報提供を行う。</p> <p>④ 管理栄養士による事後アセスメント 管理栄養士は、当該利用者の生活目標達成度、低栄養状態の改善状況等を評価する。</p>
従事者	管理栄養士の資格を有する者
実施回数、期間、時間	<p>原則8回（概ね3から6か月間）。</p> <p>1回あたりの実施時間は概ね1時間～1時間30分。</p> <p>実施する時間帯は、午前8時30分から午後5時00分までの間とする。 （例：最初の1ヶ月間は2週間毎に、その後は1ヶ月に1回程度等）</p>
留意事項	<p>① プログラムの実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、身近な地域の実情や個々の利用者の実情に応じ、実施方法の工夫を行うこと。</p> <p>② 栄養改善プログラムの実施・評価に当たっては、令和4年3月エビデンスを踏まえた介護予防マニュアル改訂委員会発行「介護予防マニュアル【第4版】」栄養改善マニュアルを基準に行うこととし、居宅要支援被保険者等の状況に応じて、プログラム内容は複合的に取り入れてもよいものとする。</p>

3 口腔機能向上プログラム

項目	内容
目的	口腔機能の維持・改善を通じて、いつまでも、おいしく、楽しく、安全な食生活の営みができるように支援する。
対象者	要支援認定を受けた者及び基本チェックリストにより、口腔の項目に該当と認められ、介護予防ケアマネジメントの結果、事業の利用が適切と判断した者。
プログラム概要	<p>高齢者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から、口腔機能向上のための教育や口腔清掃の自立支援、摂食・嚥下機能の指導等を実施する。また、口腔機能向上について、高齢者の自立支援の一つとして、生活行為向上、運動器の機能向上、栄養改善プログラム等と併せて「個別的な歯科相談」を実施する。</p> <p>① 歯科衛生士による事前アセスメント 歯科衛生士は、利用者の口腔機能の状態の把握・評価を行う。</p> <p>② 利用者本人による口腔機能向上のための計画作成の支援 事前アセスメントの結果及び利用者の生活目標（利用者の興味・関心・生きがい等）や意向を踏まえ、口腔機能向上の観点から利用者とともに、計画の作成を行う。</p> <p>③ プログラムの実施 歯科衛生士は、以下の内容を実施する。 ア 口腔機能向上教育 イ 口腔清掃の実施 ウ 摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導 エ セルフケアプログラムの策定 ※セルフケアプログラムには、口腔清掃の実施、日常的にできる口腔機能向上のための訓練（「健口体操」等）の実施等居宅において利用者が日常的に実施すべき内容を盛り込む。 また、地域における教室や住民主体の活動等情報提供を行い、地域でのつながりの機会を持てるよう支援する。</p> <p>④ 歯科衛生士による事後アセスメント 歯科衛生士は、当該利用者の生活目標達成度、口腔機能状態の改善状況等を評価する。</p>
従事者	歯科衛生士の資格を有する者
実施回数、期間、時間	<p>原則 8 回（概ね 3 から 6 か月間）。</p> <p>1 回あたりの実施時間は概ね 1 時間～ 1 時間 30 分。</p> <p>実施する時間帯は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までの間とする。 （例：最初の 1 ヶ月間は 2 週間毎に、その後は 1 ヶ月に 1 回程度等）</p>
留意事項	<p>① プログラムの実施に当たっては、一方的な「指導」とならないよう、身近な地域の実情や個々の利用者の実情に応じ、実施方法の工夫を行うこと。</p> <p>② 業務内容及び方法については、令和 4 年 3 月エビデンスを踏まえた介護予防マニュアル改訂委員会発行「介護予防マニュアル【第 4 版】」口腔機能向上マニュアルを基準に行うこととし、居宅要支援被保険者等の状況に応じて、プログラム内容は複合的に取り入れてもよいものとする。</p>